

令和2年4月10日

新2・3年生の保護者各位

東京都立光丘高等学校長  
尾崎 肇

### 「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。  
標記の件について、令和2年度から開始されますため、下記のとおり御案内いたします。

#### 記

#### 1 事業内容

別添【**チラシ**】多子世帯における都立学校授業料等支援事業」を御覧ください。

※就学支援金を受給できる世帯は対象外です。

#### 2 申請受付期間

申請は、年間を通じて随時受け付けます。

減免の始期は、学校が減免申請書を受理した日の属する月からとされていますが、令和2年4月に認定要件を満たしている生徒で、令和2年5月7日（木）までに申請があったものについては、令和2年4月に申請があったものとみなして取り扱うこととします。

また、就学支援金等を申請し、不認定となった者の減免の始期は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減免申請書を受理した場合には、就学支援金等の申請月からとなります。

#### 3 申請方法

申請を希望する場合は、下記の提出書類を経営企画室に御提出ください。

#### 4 提出書類

- (1) 授業料通信教育受講料減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届（授業料等減免）
- (3) 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

#### 【問合せ先】

東京都立光丘高等学校

経営企画室

電話 03-3977-1501